

# 佐世保工業高等専門学校宿泊所利用規程

(平成20年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、佐世保工業高等専門学校（以下「本校」という。）の宿泊所の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用者の範囲)

第2条 宿泊所を利用できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 本校の教職員
- (2) 本校の教育、研究及びその支援活動のために来校する者
- (3) その他校長が適当と認めた者

(利用の手続)

第3条 宿泊所を利用しようとする者は、事前に宿泊所使用願（別記様式1）を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(利用の許可)

第4条 校長は、前条の規定により使用を許可したときは、必要な条件を付し、宿泊所使用許可書（別記様式2）を交付するものとする。

- 2 前項の規定により宿泊所の使用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用日時等を変更又は利用を中止しようとするときは、速やかに総務課に届け出なければならない。

(使用料)

第5条 使用料は、建物及び附帯設備に係る施設使用料並びに光熱水料、洗濯料等の附帯使用料として、1泊当たり1,040円とする。

(使用料の納付)

第6条 使用料は前納とし、所定の期限までに納付するものとする。ただし、校長がやむを得ないと判断した場合は、前条の使用料を免ずることができる。

- 2 原則として既納の使用料は還付しない。

(使用者の義務)

第7条 利用者は、別に定める宿泊所利用心得を厳守しなければならない。

(使用の許可の取消等)

第8条 校長は、利用者がこの規定及び使用条件に違反した場合には、使用の許可を取消し又は使用を中止するものとする。

- 2 前項の場合において、利用者のいかなる損害についても、本校はその責を負わない。

(損害の賠償)

第9条 利用者は、故意又は重大な過失によりその使用に係る宿泊所の設備及び備品等を滅失又は破損したときは、本校の指示に従って速やかに原状に復するものとする。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行することとし、平成23年3月10日から適用する。

附 則

この規程は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年5月1日から施行する。

附 則（令和2年3月30日）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年11月1日から施行する。